

趣旨

- ◆ 少子高齢化が一層進む中で、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備が必要である。
- ◆ 患者のケアを担う看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ拡がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、患者の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。
- ◆ 保健師においては、保健・医療・福祉・介護等の各分野及び関係機関、住民等との連携及び協働を支え、持続可能でかつ地域特性を活かした健康なまちづくり、災害対策等を推進することが求められ、助産師においては、周産期医療の高度化がさらに加速する中で、女性の生涯における性と生殖について、家族や地域社会に広く貢献することが期待されている。
- ◆ 看護師については、共通して求められる知識や能力が培われるよう教育カリキュラムを拡充し、准看護師については、プライマリ・ケアや介護の現場でより活躍できるよう教育カリキュラムを見直す必要がある。
- ◆ また、「医師の働き方改革に関する検討会」が平成29年8月に設置され議論が開始されており、医師-他職種間等で行うタスク・シフティング(業務の移管)の有効活用についても指摘されている。



本検討会においては、看護職員を取り巻く状況の変化及び現在の教育実態を踏まえ、**将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育(※)の内容と方法**について、具体的な検討を行うことを目的とする。 ※保健師、助産師、看護師、准看護師について

検討事項

- ◆ 看護基礎教育を取り巻く現状と課題
- ◆ 将来を担う看護職員に求められる能力
- ◆ 免許取得前に習得すべき能力を養うために必要な教育内容と方法
- ◆ 教育の多様性への対応(教育方法、教育体制等)
- ◆ 今後の教員や実習指導者等のあり方

スケジュール

- 平成30年4月 第1回検討会
看護師、保健師、助産師、准看護師の各WGを順次開催
- 平成31年夏頃 検討会とりまとめ

構成員

◎:座長

- | | | |
|--------|------------------------------|-----------------------|
| 安藝 佐香江 | 医療法人社団永生会 | みなみ野病院看護部長/法人本部統括看護部長 |
| 井伊 久美子 | 公益社団法人日本看護協会 | 専務理事 |
| 池西 静江 | 一般社団法人日本看護学校協議会 | 会長 |
| 井村 真澄 | 公益社団法人全国助産師教育協議会 | 会長 |
| 江崎 喜江 | 大阪府病院協会看護専門学校 | 副学校長 |
| ◎遠藤 久夫 | 国立社会保障・人口問題研究所 | 所長 |
| 太田 秀樹 | 一般社団法人全国在宅療養支援診療所連絡会 | 事務局長 |
| 釜范 敏 | 公益社団法人日本医師会 | 常任理事 |
| 木澤 晃代 | 日本大学病院 | 看護部長 |
| 木村 元 | 一橋大学大学院社会学研究科 | 教授 |
| 酒井 郁子 | 千葉大学大学院看護学研究科附属専門職連携教育研究センター | センター長 |
| 中島 由美子 | 医療法人恒貴会 | 訪問看護ステーション愛美園 所長 |
| 中西 亜紀 | 高槻市医師会看護専門学校 | 教務部長 |
| 額賀 修一 | 全国看護高等学校長協会 | 副理事長 |
| 馬場 武彦 | 一般社団法人日本医療法人協会 | 副会長 |
| 春山 早苗 | 自治医科大学看護学部 | 教授/学部長 |
| 菱沼 典子 | 一般社団法人日本看護系大学協議会 | 理事 |
| 福島 富士子 | 東邦大学看護学部 | 学部長 |
| 藤田 京子 | 藤戸田市医師会看護専門学校 | 副校長 |
| 前田 彰久 | 富山県厚生部長 | |
| 村嶋 幸代 | 一般社団法人全国保健師教育機関協議会 | 監事 |
| 山口 育子 | 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML | 理事長 |
| 山田 雅子 | 聖路加国際大学大学院看護学研究科 | 教授 |

都立看護専門学校の現状と課題

1 看護師養成を取り巻く環境

《看護人材確保対策の必要性》

- ・都内看護職員は、平成28年末現在約12万6千人で人口10万人当たりでは全国平均を下回っている
- ・病床機能分化や在宅医療への対応など医療需要の増加が見込まれる中、看護職員確保は引き続き重要

《保健医療計画に掲げる取組》

【養成】看護需要に対応した養成策の促進

→中高生への働きかけや多様な人材（社会人等）の確保、新卒者の都内就業促進、在宅分野への誘導

【定着】ライフステージに応じた支援策の充実

→働き続けられる勤務環境改善の促進、経験に応じたサポート体制、専門分野・課題対応研修の充実

【再就業】復職しやすい環境の整備

→再就業希望者のニーズに合わせた働き方の提示、復職支援研修の充実

《国におけるカリキュラム見直しの動き》

- ・看護基礎教育検討会（H30.4～7年ぶりに開始）
医療環境の変化に対応するため、医療・介護・福祉職種間の基礎教育内容の共通化や単位互換を検討

《都内養成施設の状況》

- ・養成定員総数は横ばい（H22 5,662名⇒H30 5,862名）
- ・大学 増（H22 1,362名⇒H30 2,511名）、養成所（3年課程）減（H22 2,131名⇒H30 2,060名）
- ・都内就業率 H29 全体平均67.2%（大学67.0%、3年課程77.6%）

2 都立看護専門学校の現状と課題

【現状】

- ・養成数は都全体の約1割（卒業生数 519人（H22）⇒570人（H29） *都内全5,862人
- ・全国平均・大学平均より高い国家試験合格率（H28 98.4%、H27 99.5%、H26 99.8%）
（全国平均 H29年度 96.3% 看護系大学96.5%）
- ・高い都内就業率 91.5%（H22）⇒93.5%（H29） *全体平均 67.2%
- ・充実した教育体制（H21カリキュラム改正に伴う先駆的な取組、丁寧な実習指導など）
- ・7校のスケールメリットを生かした能力開発と学校運営（各種研修、専門領域認定制度、学会発表等）
- ・都内の看護師養成事業への貢献（看護教育養成研修事業の講師3割、実習の6割を看学で担当など）

【課題】

- ・都立看護専門学校を都が直営で運営している意義の明確化
→都の政策への誘導、特色あるカリキュラム、民間では困難な取組などについての検討
- ・国や都の動向（看護人材確保対策）を踏まえた取組の必要性
→「養成」だけでなく、「定着」「再就業」対策への取り組みの強化

3 取り組みの方向性

○養成所をもたない医療施設等への看護師の供給

- ・キャリア論の導入
- ・東京の医療ニーズの理解
- ・実習病院として中小病院を開拓

○特色あるカリキュラム運営

- ・7校共通カリキュラムの構築
- ・各学校の特色を出したカリキュラム（災害・救急・高齢者・地域・看護実践力の強化など）

○都内医療施設の看護の質の維持・向上支援

- ・授業・職場研修の公開、病院看護師等への看護研究アドバイス
- ・実習施設（中小病院）への貢献
- ・都内看護師養成所の教員育成・定着への支援

○在宅医療分野への就業

- ・高齢社会対策部と連携し、訪問看護ステーションへの就業を推進
- ・教員の指導スキル育成のための在宅臨床研修を実施

○施設整備

- ・安定的な運営を図るため、老朽化している看護学校の計画的な整備

現状・課題を踏まえ今後の施策について検討

都における准看護師養成のあり方について

1 検討の背景

- ・厚生労働省の「准看護師問題調査検討会報告（1996）」では、21世紀初頭の早い段階を目途に看護師養成制度の統合を提言
- ・准看護師制度を巡って様々な意見がある中、国では現在、カリキュラム改定に向けた看護基礎教育検討会の議論が進行
- ・こうした中、都では、数十年ぶりに准看護師養成所の新規開設に向けた相談があったところ
- ・今後、需給推計に基づく看護人材確保対策を進める上でも、准看護師養成のあり方に関する議論が必要

2 現状と課題

(1) 都内准看護師の需給

- ・卒後都内で准看護師として就業する割合は、約40%程度
- ・都内看護職員のうち、准看護師の割合は約10%
- ・求人数・求職数はともに減少傾向（右図）

(2) 都内准看護師養成所の状況

- ・養成所は20年間で18校が閉鎖、現9校中複数校が募集停止の意向
- ・要因は応募者の減、実習先や教員の確保が困難になったことなど
- ・全国では、神奈川県で養成停止、他県でも継続困難な状況

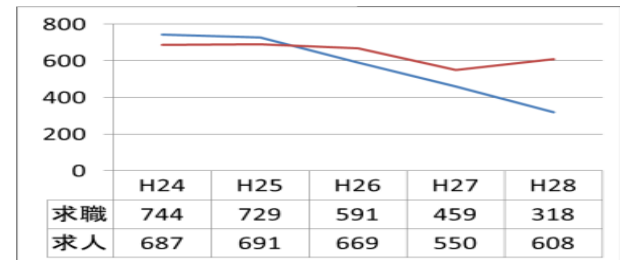
(3) 養成所の新規指定を求める動き

- ・指定にあたっては、需給上の必要性や計画の成熟度等について、国のガイドラインや専修学校規程等も踏まえて総合的に評価する必要があるが、具体的で統一された基準がなく合理的判断が困難

(4) 国における需給推計とカリキュラム改定の検討

- ・看護職員需給推計（6月に確定見込み）
地域医療構想における2025年の病床数の必要量に応じた看護職員数を都道府県ごとに設定
- ・カリキュラム改定（5月に看護基礎教育検討会最終報告、2022年から適用）
准看護師はコミュニケーション能力、介護施設等の多様な場での療養生活を支える能力、多職種と連携するための実践能力等を強化

【都内准看護師の求職・求人数の推移（人）】



3 検討の方向性

- ・需給推計とカリキュラム改定の議論を踏まえながら、准看護師養成の必要性や養成所の支援のあり方などについて、集中的な検討を行う必要があるのではないか。

※なお、既存カリキュラムによる指定を行う場合、①新カリキュラム適用までの期間が2年しかないこと、②新旧カリキュラムの二重基準で審査せざるを得ないこと、③将来に向けたあり方の議論に矛盾を来す可能性が高いことが問題となることから、新カリキュラム適用まで、准看護師養成所の新規指定は行わないこととしてはどうか。

准看護師ワーキンググループにおける検討事項

* 将来を担う准看護師に求められる能力として、以下の能力を強化することを前提として検討する。

- ・ 対象者の理解をさらに深めることができるよう以下の能力を強化する
 - a. コミュニケーション能力
 - b. 対象者の社会的背景や生活を理解する能力
 - c. 対象者の症状や兆候を的確に観察する能力
- ・ 対象者の立場に立った看護を提供できるよう以下の能力を強化する
 - d. 対象者の価値観や主体性を尊重・擁護する能力
- ・ 准看護師としての役割をさらに発揮できるよう以下の能力を強化する
 - e. 対象者の状態を観察し、安全に看護技術を提供し、適切に報告を行う能力
 - f. 多職種と連携するための基本的な実践能力
 - g. 看護の質の改善のために、新たな知識を活用し、自己研鑽し続ける能力
 - h. 倫理的に行動する能力
- ・ 多様な場で多様な対象者への看護が提供できるよう以下の能力を強化する
 - i. 対象者の状態の変化に気付く能力
 - j. 病院及び診療所に限らず、介護施設等の多様な場における対象者の療養生活を支える能力

1. 検討事項

- (1) 卒業時の到達目標
- (2) 教育内容
 - ① 充実すべき教育内容及び留意すべき点
 - ② 整理すべき教育内容及び留意すべき点
- (3) 教育方法
 - ③ 講義・演習において工夫すべき点
 - ④ 実習において留意すべき点
- (4) 教育体制・教育環境
 - ⑤ 教員
 - ⑥ 実習指導者
 - ⑦ 教育環境
- (5) その他

2. 検討上の留意事項

* 見直しの方向性は、以下のとおりとする。

- ・ 保健師助産師看護師法で規定されている准看護師の定義（*1）及び看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに示されている准看護師教育の基本的考え方（*2）を踏まえた卒業時の到達目標を策定する。
- ・ 今後の准看護師に求められる能力を培うために必要な教育内容・方法について検討を行う。

*1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

第6条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを業とする者をいう。

*2 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（医政発0331第21号）

別表4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

- 1) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。

2) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。

(1) 卒業時の到達目標について

- * 准看護師教育における卒業時の到達目標を策定する
- * 免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準を十分に吟味し検討する。
- * 教育実態を踏まえた目標の設定を検討する。

(2) 教育内容について

- * 教育内容と教育方法とを併せて検討する。

① 充実すべき教育内容及び留意すべき点

【基礎科目】

- a. ICT リテラシーを高める必要性

【専門基礎科目】

- a. 対象者の状態に合わせて適切に看護技術を実施できるよう、対象者の状態を的確に観察するための教育内容の充実
- b. 看護倫理（倫理的に考える力、患者の権利、患者安全、記録の管理等）の強化

【専門科目】

- a. 介護施設等の様々な場における対象者の療養生活を支える看護実践力を強化するために必要な教育内容の検討
- b. 終末期にある対象者及び家族等への看護についての教育内容の充実
- c. 対象者及びその家族の意思決定支援の重要性についてりかいてできる教育内容の充実

② 整理すべき教育内容及び留意すべき点

- * 免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準を十分に吟味し検討する。

(3) 教育方法について

- * 教育内容と教育方法とを併せて検討する。
- * 教育効果の評価の重要性を念頭に置いて検討する。

① 講義・演習において工夫すべき点

- a. アクティブラーニング等の教育方法の活用
- b. ICT の活用
- c. シミュレーション教育の活用

② 実習において留意すべき点

- * 免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準を十分に吟味し検討する。
- a. 実習における教育目標や対象者の検討
- b. 介護施設等の様々な療養の場における実習の充実
- c. 様々な場における実習の展開（実習体制・環境の条件と併せて検討）
- d. 患者安全を確保した上での効果的・効率的な実習方法の検討

(4) 教育体制・教育環境について

- ⑧ 教員
- ⑨ 習指導者
- ⑩ 教育環境

(5) その他

- 介護福祉養成課程における既習科目の認定について検討する。